

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は放送法に基づく認定放送持株会社で、当社グループの中核はテレビとラジオの放送事業です。当社グループは、「地域の情報インフラとして信頼ある放送を通じ地域社会に貢献すること」を経営の基本理念にしております。このため、放送事業を中心とする公共性の高い企業グループとして、長期にわたり安定した経営基盤を確保していくことを重要な経営目標としています。さらに、放送の公共的使命を果たすため、当社グループ全体として、コンプライアンス体制の強化をはかるとともに、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応するため、内部統制システムを構築しています。財務報告に係る内部統制は、当社グループとしても重視すべき経営課題のひとつとして認識しており、財務諸表の作成および開示のプロセスに関して、内部統制の実施、評価を適切に行うとともに、その有効性を確認しています。当社グループは、有効で最適な内部統制システムの整備および運用に努め、株主をはじめ、スポンサーや地域社会など、すべてのステークホルダーの期待に応え、企業価値と信頼性の維持、向上に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

2021年6月の改訂後のコードに基づき、記載しております。

【補充原則2 - 4 - 1】

中核人材の登用等における多様性の確保については、性別・国籍・採用ルート等の属性に依ることなく、個人の能力・成果に基づく評価・登用を行っており、一人ひとりの個性や多様性を尊重しています。女性の管理職への登用については、中核会社である㈱CBCテレビにおいて、2026年度の管理職に占める女性割合を、2015年度の3.7%から3倍となる11.1%とすることを目標としており、2023年6月時点の管理職に占める女性割合は11.6%です。中途採用者の管理職への登用も、適材適所を重視して行っていますが、現時点では、外国人及び中途採用者の管理職への登用に関して自主的かつ測定可能な目標は定めておりません。なお、当社では多様性の確保に向けた人材戦略として、ライフイベントと仕事の両立を支援する各制度や、人材育成方針に基づく教育研修体系を整備しており、多様な人材の活躍を推進しています。

【補充原則4 - 10 - 1】

当社の独立社外取締役は取締役会の過半数に達していませんが、人数の上では5人の独立社外取締役を配しており、当社の事業規模等を勘案すれば、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は十分担保されているものと考えております。また、当社は、社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬諮問委員会を設置しており、取締役の報酬については、独立社外取締役から適切な関与・助言を得ています。一方、取締役の指名に係る委員会は設置しておりませんが、取締役の指名については、取締役会において、独立社外取締役から適切な関与・助言を得ています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は取引相手先との中長期的な関係維持強化の観点から当社の企業価値向上に資すると判断されるものについて政策的に株式を保有しています。政策保有株式については、毎年、取締役会において保有株式ごとに、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、保有が中長期的な当社の企業価値向上に資するものになっているか等を総合的に検証し、保有の必要性が認められないものについては縮減の方向で検討いたします。なお、検証の内容及び政策保有株式の状況については、有価証券報告書において開示いたします。また、保有株式の議決権行使については、投資先企業の判断が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するかどうかを総合的に判断し、行使の内容を決定しています。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

役員と取引を行う場合は、社外取締役・社外監査役が出席する取締役会の決議または所定の決裁手続を通じて相当性をチェックすることとしており、これによって当該取引の公正性等を適切に監視しています。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社グループの主要事業会社である㈱CBCテレビの年金運営は、年金給付を将来にわたって確実に実行することを目的とし、中長期的観点から適切

に分散した資産配分による運用を行っています。

運用にあたっては担当部署に適切な資質を持った人材を配置するとともに、担当者は定期的に外部セミナー等に出席する等専門性を高めています。

また、ファンドの選定や運用機関の運用プロセス、コンプライアンス等のモニタリングに関しては、担当部署に加え、財務専門知識を有する部署も関与し、総合的に行っております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

() 当社は放送法に基づく認定放送持株会社で、当社グループの中核はテレビとラジオの放送事業です。当社グループは、「地域の情報インフラとして信頼ある放送を通じ地域社会に貢献すること」を経営の基本理念にしております。経営計画については、3ヵ年を期間とする中期経営計画をホ - ムベ - ジおよびTDnetに掲載しております。

() 基本的な考え方は、株主の皆さまの権利を尊重するとともに平等性を確保しその他すべてのステークホルダーの方々の立場を踏まえ、会社情報の適切な開示により、意思決定の透明性・公正性を保ち、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を大きくしていくことです。

() 常勤取締役の報酬は、固定給の基本報酬と業績連動報酬から構成しています。社外取締役の報酬については、業務執行を行うものではないことを踏まえて業績連動報酬は支給せず、固定額の基本報酬のみとしています。各取締役の報酬については、株主総会で承認された報酬額の範囲内で独立社外取締役が過半数を占める任意の報酬諮問委員会の審議および答申を経て、取締役会の決議により決定しています。

() 取締役、監査役には、経歴、性別を問うことなく人格・見識に優れた人物であることを求めています。その上で、業務執行を担当する常勤取締役については、各分野の豊富な業務上の専門的知識と経験を有する人物を候補者とし、社外取締役については、出身分野における豊富な経験と幅広い見識を有する人物を候補者としています。また、監査役には、会社経営およびガバナンスに関して豊富な経験と幅広い見識を有する人物を候補者としています。

選任手続については、これらの資質を備えていると認められる人物を取締役、監査役候補とすることを、取締役会及び監査役会において審議し、その決議によって各候補者を決定しています。

解任手続については、法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合に、取締役会において審議し、その決議によって各候補者を決定しています。

() 選任については、株主総会招集ご通知に、取締役・監査役候補者全員について、候補者とした理由を掲載しています。解任については、株主総会招集ご通知に取締役解任議案の提案の内容及び理由を掲載いたします。

【補充原則3 - 1 - 3】

当社は企業価値向上の観点から、サステナビリティを巡る課題への対応を経営戦略の重要な要素と認識しております。

中期経営計画においては2030年を展望し、SDGsを軸とした社会的使命の達成などを基本方針に位置づけ、2050年の創立100周年を見据えた長期ビジョンと事業戦略を策定しています。また、代表取締役社長が議長を務める「SDGs推進会議」を設置し、「CBCグループSDGs宣言」において、「安心・安全に住み続けられるまちづくり」や「豊かな自然環境を守り、気候変動対策を進めること」等を重点目標に設定し、各取組もとともに当社ウェブサイト(<https://hicbc.com/special/sdgs/>)で開示しております。また、本方針に基づく取組みのひとつとして、SDGメディア・コンパクトに加盟し、SDGsに関する社会課題の解決に向けた情報発信を推進しています。

人的資本・知的財産をはじめとする経営資源の適正な配分につきましては、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ、中期経営計画策定において、事業ポートフォリオごとに戦略の議論・検討がなされております。

【補充原則4 - 1 - 1】

「会社業務の基本方針の決定および変更」、「重要な事業計画」、「株主総会の招集および議案の決定」などを取締役会の決議事項として定めています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

名古屋証券取引所が定める独立性基準を踏まえて、独立社外取締役の選定について判断しています。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社は定款で、役員の定数を取締役20名以内と定めています。取締役選任の方針は、常勤取締役については、当社業務各分野の豊富な業務上の専門的知識と経験を有することとし、社外取締役については、他社での経営を含め各分野における豊富な経験や幅広い見識を有することとしております。選任の手続きについては、社外取締役及び社外監査役も出席の上で開催される取締役会において審議し、その決議によって取締役候補を決定しています。

各取締役の有する専門的知識や経験をまとめたスキル・マトリックスは、株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4 - 11 - 2】

社外取締役、社外監査役の他社での兼任状況は、事業報告、有価証券報告書等で毎年開示しています。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、すべての取締役・監査役に対して取締役会の実効性についてのアンケートを実施し、その回答結果に基づいて取締役会の実効性に関する分析・評価を毎年実施することとしています。

2022年度を対象とした評価の結果、当社の取締役会は各取締役と各監査役から、それぞれの知識や経験に基づく多様な意見が出されているなど、概ね適切であり、その実効性は確保されていることを確認しました。なお、取締役会の実効性を更に高めていくために、取締役会の規模および、取締役会における審議内容の充実についての課題も確認できました。今後はそれらの課題に取り組むことで、引き続き取締役会の実効性の維持・向上に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社の取締役と監査役に対し、業界の最新動向など会社の業務に関連する勉強会を適宜実施しています。常勤取締役、常勤監査役に対しては

企業経営に関わる新制度や法改正、さらに取締役・監査役に求められる役割と責務に関する外部セミナーも活用し、就任の際、就任後の知識の獲得と更新を図っています。社外取締役、社外監査役に対しては就任の際、就任後を通じて当社の事業や組織等に関して適宜説明しています。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

面談への対応は総務部が担当し、面談の内容に応じて関係部署に情報提供を求め、社内が連携して株主の皆さまとの対話に努めています。また、投資家フェアに参加するなどのIR活動も行っています。会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、株主の皆さまとの建設的な対話が欠かせないことを認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社中日新聞社	2,602,800	9.85
竹田本社株式会社	1,700,000	6.43
株式会社三菱UFJ銀行	1,300,830	4.92
三井住友信託銀行株式会社	1,167,000	4.42
株式会社ナゴヤドーム	1,040,000	3.93
中部電力株式会社	883,400	3.34
株式会社名古屋銀行	825,000	3.12
名古屋鉄道株式会社	822,690	3.11
小林 茂	791,919	2.99
日本電気株式会社	696,960	2.64

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 プレミア
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	7名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岡谷 篤一	他の会社の出身者											
安井 香一	他の会社の出身者											
河津 市三	他の会社の出身者											
茶村 俊一	他の会社の出身者											
池田 桂子	弁護士											
山本 亜土	他の会社の出身者											
武田 信二	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

岡谷 篤一	岡谷篤一氏は岡谷鋼機株式会社の取締役相談役です。当社と同社との間には、当社の意思決定に影響を与える取引はありません。	岡谷篤一氏は財界で要職を歴任され、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためです。 名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準に沿っており、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。
安井 香一	安井香一氏は東邦瓦斯株式会社の相談役です。当社と同社との間には、一般消費者としての通常取引はありますが、当社の意思決定に影響を与える取引はありません。	安井香一氏は財界で要職を歴任され、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためです。 名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準に沿っており、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。
河津 市三	河津市三氏は株式会社中日新聞社の相談役です。	河津市三氏は言論界で指導的な役割を果たされ、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためです。
茶村 俊一	茶村俊一氏はJ.フロントリテイリング株式会社の特別顧問です。当社と同社との間には、当社の意思決定に影響を与える取引はありません。	茶村俊一氏は財界で要職を歴任され、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためです。 名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準に沿っており、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。
池田 桂子	池田桂子氏は池田総合法律事務所・池田特許事務所のパートナー弁護士・弁理士です。当社と同氏との間には、当社の意思決定に影響を与える取引はありません。	池田桂子氏は弁護士としての豊富な経験と法務全般にわたる専門的な知見を有しており、それらを当社の経営に反映していただくためです。 名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準に沿っており、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。
山本 亜土	山本亜土氏は名古屋鉄道株式会社の相談役です。当社と同社との間には、当社の意思決定に影響を与える取引はありません。	山本亜土氏は、財界で要職を歴任され、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためです。 名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準に沿っており、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。
武田 信二	武田信二氏は株式会社TBSホールディングスの取締役会長です。また、武田信二氏は、株式会社TBSテレビの取締役会長であり、当社代表取締役会長の犬石幼一は、同社の社外取締役であり、当社と同社は社外役員の相互就任の関係にあります。	武田信二氏は、認定放送持株会社および放送事業者の経営者として、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

特にありません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役は、会計監査人に適宜報告を求めることにより、財務報告の適正性、会計監査人の独立性を常にチェックしています。会計監査については、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査について、有限責任監査法人トーマツと契約しております。また、当社には、当社およびグループ各社の内部監査を行う組織として、社長直轄の経営監査室が独立組織として設置されています。経営監査室は、内部監査実施の都度、常勤監査役に結果を報告し問題点等を整理しているほか、財務報告に係る内部統制に関しては、全社統制や業務プロセスの有効性を評価し、会計監査人と意見交換をしています。常勤監査役、経営監査室および会計監査人は、年度の監査計画を交換し、必要な情報を相互に収集しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
柴田 昌治	他の会社の出身者													
三田 敏雄	他の会社の出身者													
古角 保	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

柴田 昌治	柴田昌治氏は日本碍子株式会社の特別顧問です。同社と当社との間には、当社の意思決定に影響を与える取引はありません。	柴田昌治氏は財界で要職を歴任され、会社経営およびガバナンスに関して豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくためです。 名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準に沿っており、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。
三田 敏雄	三田敏雄氏は中部電力株式会社の顧問です。当社と同社との間には、一般消費者としての通常取引はありますが、当社の意思決定に影響を与える取引はありません。	三田敏雄氏は財界で要職を歴任され、会社経営およびガバナンスに関して豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくためです。 名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準に沿っており、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。
古角 保	古角保氏は株式会社三菱UFJ銀行の顧問です。当社は同社に決済口座を開設しておりますが、当社の意思決定に影響を与える取引はありません。	古角保氏は財界で要職を歴任され、会社経営およびガバナンスに関して豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくためです。 名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準に沿っており、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	8名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社は、2009年6月26日開催の取締役会において、業務執行取締役に対する報酬を、毎月の定期同額給与に加え、各事業年度を対象とする賞与として、利益連動給与を支給することを決議しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

事業報告(第97期)において、下記のとおり記載しています。

取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 15名 274百万円

監査役 5名 69百万円

うち社外役員 10名 54百万円

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬額および賞与の総額については、2009年6月26日開催の定時株主総会で決議しており、その内容は、取締役報酬を月額3,800万円以内(うち社外取締役分は月額350万円以内)、監査役報酬を月額600万円以内とし、これらとは別に、賞与を年額9,000万円以内(取締役分7,900万円以内(うち社外取締役分900万円以内)、監査役分1,100万円以内)とするものであります。

当社の役員報酬等の額は、取締役分については取締役会、監査役分については監査役会がその決定権限を有しております。

なお、報酬等に係る取締役会の監督機能と説明責任を強化することを目的に、2021年5月13日に報酬諮問委員会を設置しております。取締役の報酬等に係る基本方針および内容については、報酬諮問委員会が取締役会の諮問に応じて審議を行い、その結果を取締役に答申しております。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針について、報酬諮問委員会の審議を経た上で取締役会にて決議いたします。当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、インセンティブ機能や業績連動との適正性など、取締役会が決定方針との整合性を確認しており、当事業年度の取締役の報酬の内容は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当事業年度においては、2022年6月29日開催の取締役会にて代表取締役社長の杉浦正樹に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。それらの権限の内容は、各取締役の職責に応じた基本報酬の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の事業・業績について、その全てを把握している代表取締役社長が最も適しているからであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役への取締役会の日程、議題等の通知は、秘書部が書面により行います。また、議案に関する資料は、必要に応じて関係部署が作成します。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
夏目 和良	相談役	財界活動等社外活動(経営非関与)	常勤、報酬有	2014/6/27	任期の定めあり

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社における企業統治の体制は、監査役制度を採用しております。

取締役に關しては、経営環境の変化に迅速に対応し、最適な経営体制を機動的に構築するほか、事業年度における経営責任を明確にするため、任期を1年としています。

また、会社の重要な業務執行の決定と重要案件の報告を行うために、原則として毎月1回、取締役会を開催しております。加えて、取締役の諮問機関として社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬委員会を設置しています。このほか、取締役会決議に基づく社長の業務執行にあたり、意思決定および執行方針に関する重要事項を協議する場として、常勤取締役で構成する常勤取締役会があり、原則として月2回開催しています。監査については、会計に関する事項は、会計監査人が独立した立場から監査し、取締役の職務執行については監査役が監査しています。

監査役会は、原則として年に3回以上開催しています。また、内部監査については、社長直轄の経営監査室が行っています。

なお、現在の取締役は男性13名、女性1名、監査役は全員が男性です。

また、当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査について、有限責任監査法人トーマツと契約しております。同監査法人と当社との継続監査期間は、1953年以降の70年間です。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また同監査法人は法令に基づき、業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

当期において、会計監査業務を執行した公認会計士は、神野敦生、石原由寛であり、また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、その他18名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の役員の定数は、取締役20名以内、監査役5名以内とする旨を定款に定めており、現在の取締役14名のうち社外取締役は7名、監査役5名のうち社外監査役は3名です。

この体制を採用する理由は、社外取締役による経営の透明性、公正性の確保と、社外監査役による監査の実効性を確保することにより、コーポレートガバナンスを有効に機能させるためです。

なお、社外取締役 岡谷篤一、安井香一、茶村俊一、池田桂子、山本亜土の各氏および社外監査役 柴田昌治、三田敏雄、古角保の各氏については、各氏が現在または過去に代表取締役等を務める各社と当社との間に、当社の意思決定に影響を与える取引はなく、また各社は当社の主要株主でもありません。このため当社は、各氏と当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、各氏を名古屋証券取引所が規定する独立役員に指定しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	実施しています。
その他	株主総会では、株主の皆様へ理解を深めていただけるよう、ビジュアル化を実施しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、IR情報のページを設けており、決算情報をはじめ、開示情報を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務・SDGs推進部、経理部	
その他	名古屋証券取引所が毎年9月に開催する「名証IRエキスポ」に出展し、投資家に企業情報を提供しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、すべてのステークホルダーから信頼される企業集団であり続けるために、「CBCグループ行動憲章」を定めています。そのなかで、法令遵守や社会貢献のほか、公正・透明・自由な取引の維持、適切な情報開示など、ステークホルダーの立場を尊重する規定を設けています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「CBCグループ行動憲章」のなかで、適切な情報開示を行うことを規定しています。そのために当社は、情報開示委員会を設置しており、法令等に基づく情報の開示や書類の提出に関しては、複数部署の担当者による検証、確認作業を行い、適切かつ確に情報開示を行っています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりです。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営の透明性、公正性確保のため、業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外取締役を選任しており、監査に関しても実効性を確保するため、取締役から独立した社外監査役を選任し、監査監督機能の強化に努めている。

また当社は、取締役と各部署のコンプライアンス責任者から構成される内部統制委員会を設け、内部統制が有効に機能するための体制を整備している。

コンプライアンスの推進については、「CBCグループ行動憲章」を制定し、当社及びグループ各社の役職員が、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範としている。

その徹底を図るため、当社およびグループ各社に関して当社法務セクションにおいて、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、役職員教育等を行う。

これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役に報告されるものとする。

当社及びグループ各社における業務プロセスの適正性、妥当性、効率性などは、当社経営監査室が監査する。

また、当社及びグループ各社における法令上疑義のある行為等を、早期に発見し是正することを目的として、内部通報制度（「CBCホットライン」）を設置している。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社は、文書規程及び稟議規程を制定しており、取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営危機管理規程を制定しており、当社及びグループ各社にコンプライアンス、損害賠償、災害、情報セキュリティ等に係る経営危機が発生した場合、社長を委員長とする危機管理委員会を速やかに開催し、適切に対応するものとする。

また、将来発生するおそれのある危機を想定し、万一の場合に備えた予防策を検討する。

さらに、当社代表取締役はじめグループ各社の社長が出席するCBCグループ会議を定期的に開催し、経営危機発生を未然に防止するための情報を共有する。加えて、当社及びグループ各社は、当社経営監査室のモニタリングの下、毎年定期的に経営リスクの洗い出しとその管理体制の確認、強化を継続して行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及びグループ各社は、役職員が共有する全社的な目標として、中期経営計画及び各年度の予算を立案し、実行している。

取締役会はその進捗状況を定期的に検討し、改善を促すことにより、全社的な業務の効率化を実現する。

また当社は、経営環境の変化に迅速に対応し、最適な経営体制を機動的に構築するほか、事業年度における経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としている。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団としての経営効率の向上を目的として、関係会社管理規程を制定しており、この規程に従い当社グループ会社管理担当部署がグループ各社の法令遵守、リスク管理、効率性向上のための施策を実施する。

また、グループ各社に内部統制コンプライアンス責任者を配置し、法令に違反する事実、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに当社に報告するなど、適正な内部統制が図れるよう体制を整備している。

当社及びグループ各社の内部監査は当社経営監査室が行い、必要に応じて内部統制の改善策を提言する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役が求めた場合、監査業務補助のため使用人を置くこととする。

なお、当該使用人は監査役の指示に忠実に服し、取締役の指揮命令に服さないものとする。

7. 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及びグループ各社の取締役及び使用人等は、監査役に対して、法令に違反する事実、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに報告する体制を整備する。

また、当社及びグループ各社の取締役及び使用人等は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

報告の方法については、取締役と監査役との協議により決定する。

監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査が実効的に行われることを確保するため、監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席するほか、代表取締役と定期的に意見交換を行う。

また、監査役会、経営監査室及び会計監査人による三様監査会議を定期的に開催し、適切な監査業務を確保する。

監査役の職務執行に伴う費用については当社が負担し、前払いが必要と判断される場合はこれに対応する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ各社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のための内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況は、「CBCグループ行動憲章」に、反社会的な団体・個人に対して毅然とした態度で臨み、いかなる利益供与も行わない旨を規定しています。

また、日本民間放送連盟の加盟社として、同連盟の定めた「出演契約における反社会的勢力排除についての指針」を遵守することを決定しているほか、取引先と交わす契約には、「暴力団等の排除」の条項を入れるなど具体的な対策も採っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

当社および当社グループは、テレビ、ラジオの放送を通じてすぐれた報道、情報、娯楽番組を制作し、地域社会や文化に貢献することを経営の基本理念にしています。地上波テレビ放送や中波ラジオは、公共性の高いメディアであり、通信技術の進展に伴ってメディアが多様化しても、基幹メディアの地位を維持していくものと考えています。このため、中長期的な視点に立って、安定的に経営を継続していくことが重要であり、それが、ひいては企業価値、株主価値の向上につながるものと確信しています。

当社は、こうした経営の基本理念を支持する者が、「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えています。

なお、当社では、株式に対する大規模な買収行為がなされた場合に備えた具体的な枠組み(いわゆる「買収防衛策」)は定めていません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 基本的な考え方

当社は、当社グループの役職員が従うべき行動規範である「CBCグループ行動憲章」において、誠実な企業活動を行うことを掲げており、情報を適正に管理するとともに、法令等に基づく情報開示は適切に行うことを定めています。

こうした基本姿勢を踏まえて、当社は、「情報開示委員会規程」、「インサイダー取引防止規程」等の規程を制定しており、情報管理の徹底と正確な情報開示を行う体制を整えています。

2. 適時開示に関する社内体制

当社は、会社法や金融商品取引法等の法令が求める情報開示や、名古屋証券取引所の規定に基づく適時情報開示、さらには株主総会に関する提供書類等に関して、情報を適切かつ的確に開示できるよう情報開示委員会を設けています。

決定事実や決算情報のうち適時開示の対象となる情報は、所管部署が資料を作成したのち、情報開示委員会で内容の適正性を確認します。そのうえで常勤取締役会に報告し承認を受けており、重要な情報に関しては取締役会にも報告されます。

また、資料の作成にあたっては、情報の共有と資料の適正性の検討等を目的に、関係部署がワーキンググループにおいて協議を重ね、そのうえで情報開示委員会で確認することとしています。

一方、発生事実に関しては、関係部署が必要な情報や資料を集約するとともに、当該部署の長が情報取扱責任者に速やかに報告を行う体制を整えています。そのうえで、管理部署等を交えて適時開示の要否を検討し、適切に対応しています。発生事実とその後の協議については常勤取締役会にも報告され、重要性に応じて取締役会にも報告されます。

3. 適時開示に係るモニタリング

当社は社長直属の部署として経営監査室を設置しており、適時開示に関して、情報の収集方法や資料の作成過程、開示の内容と時期等が適切かつ的確であるかについて、経営監査室がモニタリングを行っています。

